

第24期第3回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年10月5日(月曜日) 13:30～15:00

(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第3番	藤田幸正	第11番	高橋征三
第4番	村上壽一	第12番	小野春雄
第5番	塩見敏夫	第13番	曾我部英敏
第6番	寺尾俊行	第14番	伊藤繁次郎
第7番	横井直次	第15番	土岐若水
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	宇野賀津美		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	小泉禮造
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次		

(3) 欠席委員 9人

農業委員	第1番	片上和彦
農業委員	第2番	岡田充
農業委員	第10番	古川一豊
農業委員	第16番	伊藤慎吾
農業委員	第17番	渡邊勝俊
農業委員	第18番	松木ワカ子
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第10番	眞鍋哲哉
推進委員	第14番	神野鉄治

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農政 係 長	谷 口 恭 子	主 任	井 上 貴 清

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	イノシシの習性・行動から学ぶ被害対策



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員13人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。農繁期でお忙しい、週末になると雨が降ると、ウンカの被害で早く刈取りをしなければならぬと大変お忙しい中定例会になりましたが、週末に台風14号がくるのではないかと進路ははっきりと決まっていなくても上陸するのではないかと予測されておりますので、十分におきをつけいただけたらと思います。それでは、ただいまから第3回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第7号までとなっております。

農政関係は「イノシシの習性・行動から学ぶ被害対策」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田 健太郎 委員と宇野 賀津美 委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号から第7号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件ございます。

藤田会長

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第1号は、農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画です。内容は、田7筆、合計面積6,979平方メートルです。一括方式農用地利用集積計画は、農地中間管理機構の同意承諾を得て、新居浜市が作成しますが、計画を決定する前に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものがございます。2ページと3ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、出し手から公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（中間管理機構）が借り受け、それを受け手へ貸し付ける事業となっております。

今回は、一括方式によるもので、地域の話し合いを通じて、農地の出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、一つの集積計画で出し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から受け手という二つの貸借を一括で設定することができます。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番から6番が、（1-1）さん、7番が（1-2）さんです。

内訳は、7筆全て、期間5年間、利用権の種類が、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対

象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

4ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、伊藤 繁次郎 委員が関係しておりますので、退席願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田14筆、畑18筆、合計面積28,195平方メートルでございます。

5ページをお開きください。

申請は、127番の(2-1)さんから149番の(2-13)さんの23件ございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で5件、2年6か月が2件、3年間で11件、5年間で4件、10年間で1件。利用権の種類は、使用貸借17件、賃貸借6件。新規設定3件、再設定20件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、127番から149番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

9ページをご覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号「農地の賃貸借権等設定について」の5番から7番は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第4番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第4号、第5番から7番の賃貸借権等設定につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

10ページをお開きください。

議案第3号4番、上原二丁目、畑、2筆、面積347平方メートル、12ページをお開きください。

議案第4号5番、星原町、田、1筆、面積429平方メートル、13ページをご覧ください。

6番、萩生字河ノ北、田、1筆のうち面積995平方メートル、7番、萩生字岸ノ下、田、2筆、面積1,239平方メートル、譲受人は、市内在住の(3-1)さんです。譲受人はかねてより新規就農を希望しており、このたび申請地の所有者との合意ができたとのことで、農地法第3条による申請が提出されました。

申請地は、整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われれます。また、許可後は果樹および季節野菜の栽培を予定しています。

議案第3号4番及び議案第4号5番から7番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、議案第3号4番については伊藤 繁次郎 委員から、議案第4号5番については高橋 征三 委員から、議案第4号6番及び7番については竹林 義孝 委員から、それぞれ報告をお願いします。まず、伊藤委員お願いします。

伊藤(繁)委員

議案第3号4番、上原の畑でございますが現地調査並びに関係者の調査結果、十分な事ができているとお聞きいたしました。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。

高橋(征)委員

5番の農地ですが、8年前から私がトラクターを入れて

田を耕してきたのですが、申請者が今度管理することになりました。定年してからでは柑橘は遅すぎるので、若干早めてという形になりましたのでご審議のほどよろしくお願ひします。

藤田会長
竹林委員

ありがとうございました。次に竹林委員お願ひします。

9月20日に現地調査をしたところ、境界もはっきりしておりまして、譲受人は耕作意欲があり取得後は自然農法により野菜を耕作するというものであります。また、周囲の農地には迷惑をかけないと申し出もあり、地域への影響も特段ないと思われまますので許可をしても支障ないと思ひます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第3号4番及び議案第4号5番から7番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませぬか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号「農地の賃貸借権等設定について」の5番から7番を原案のとおり決定させていただきます。11ページをご覧ください。

議案第4号「農地の賃貸借権等設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権等設定で、第4番から第7番の4件でございますが、5番から7番は、先ほど関連議案で説明いたしましたので、4番について説明いたします。

12ページをお開きください。

第4番は、郷四丁目、田、1筆のうち、面積431㎡、譲受人は(4-1)さんです。

譲受人、今回の申請地の一部分について、慣行小作権を

有しており、このたび譲渡人が耕作困難となったことから、申請地の残りの部分の慣行小作権を譲り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地はこれまでも田として利用しており、慣行小作権を譲り受けることにより一体で耕作できることから、より有効な農地利用ができるものと思われまます。また、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまます。ご審議の程よろしくお願ひいたしまます。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、塩見 敏夫 委員から報告をいただきます。塩見委員お願ひします。

塩見委員

9月26日に現地調査を行いまして、現在も稲作を作付けしてございまして、引き続き作付けしても問題ないと周辺の方々からもお聞きしましたので承認してほしいと思いまます。

藤田会長

ありがとうございます。以上、4番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めまます。よって、議案第4号「農地の賃借権等設定について」を原案のとおり決定させていただきます。14ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供しまます。事務局から議題の説明をお願ひしまます。

井上主任

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

15ページをご覧ください。

5番、中筋町一丁目、田1筆、申請人は、(5-1)さん。

内容は、賃貸共同住宅1棟295.38平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ありがとうございました。以上、5番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。16ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は14件です。

17ページをご覧ください。

130番、大生院、田1筆、譲受人は、（6-1）さん。

内容は、自己住宅100.20平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

131番、宇高町五丁目、田2筆、譲受人は、（6-2）さん。内容は、自己住宅114.99平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

132番、宇高町五丁目、田3筆、譲受人は、（6-3）さん。内容は、建売住宅（13戸）707.25平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、

千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

133番、船木字元船木、田1筆、譲受人は、(6-4)さん。内容は、店舗74.18平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

134番、瀬戸町、畑1筆、譲受人は、(6-5)さん。

内容は、自己住宅兼店舗89.43平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

135番、城下町、畑1筆、譲受人は、(6-6)さん。

内容は、資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

136番から138番は一体利用となりますので、まとめてご説明させていただきます。

136番、西の土居町二丁目、田2筆、譲受人は、(6-7)さん。

137番、西の土居町二丁目、田1筆、譲受人は、(6-8)さん。

138番、西の土居町二丁目、田1筆、譲受人は、(6-9)さん 外1名。

内容は、賃貸長屋住宅及び宅地進入路、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、合わせて千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

139番、外山町、畑1筆、譲受人は、(6-10)さん。

内容は、自己住宅119.66平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸

借権で期間は永年です。

140番、庄内町五丁目、畑2筆、譲受人は、(6-11)さん。内容は、自己住宅108.50平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

141番、庄内町五丁目、畑2筆、譲受人は、(6-12)さん。内容は、自己住宅45.95平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

21ページをご覧ください。

142番、大生院字岸影、田2筆、譲受人は、(6-13)さん。内容は、自己住宅94.81平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

143番、国領一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-14)さん。内容は、露天資材置場・露天駐車場、一体利用地として、宅地227.90平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、14件、130番から143番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、130番から143番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意

見を送付いたします。22ページをお開きください。

議案第7号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第7号は、農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。23ページをご覧ください。

3番、星原町、宅地2筆、申請人は、(7-1)さん。変更内容は、持ち分の承継による変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

なお、変更申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。

ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。24ページをお開きください。報告事項は「農地所有適格法人の令和元年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

井上主任

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告については第5番の1件でございます。

第5番、(8-1)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたし

ます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時10分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「イノシシの習性・行動から学ぶ被害対策について」を議題といたします。有害鳥獣対策につきましては、市においても予算措置されており被害防止対策に取り組まれておりますが、被害は依然として多く発生しております。特にイノシシについては、市街地に出没するケースも増えておりますので、地域でできる被害対策について、本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きし、講演をお願いしております。ご紹介させていただきます。

農林水産課 赤壁主任です。それでは、よろしく願いいたします。

農林水産課

赤壁主任

市役所農林水産課 赤壁と申します。本日はよろしく願いいたします。

藤田会長

農林水産課

赤壁主任

本日は、このような機会を設けていただきありがとうございます。新居浜市では、10年程前からイノシシやニホンザルによる農作物被害が報告されるようになりまして、被害相談件数がだんだん増加しております。新居浜市では平成30年度にイノシシ等の被害対策に特化した鳥獣対策係を農林水産課内に設けて対応にあたっておりますが、残念ながら被害状況は改善しておりません。イノシシを市街

地で見かけた方や農作物の被害にあわれた方のお話をお伺いする事があるのですが、残念ながらそういった方は、効果が無い対策や、あるいは逆効果になるような事を行っているケースを耳にすることがあります。今回は被害に合わないためにイノシシの習性などから正しい対処法についてお伝えしたいと思います。まず、愛媛県内の全体の状況について説明させていただきます。平成5年には狩猟や有害駆除などで年間二千頭程のイノシシが捕獲されておりました。平成27年には、二万二千頭、10倍以上の数のイノシシを捕獲しているのですが、被害状況を見ると平成5年から平成27年を比較すると駆除は10倍以上になっているのに、被害状況は2倍以上に増えているという状況になっております。これは愛媛県の事例なのですが、全国でも似たような状態にして駆除を大幅に増やしても農作物被害額にあまり影響がないような状態になっております。なぜこのような状況になっているのか、どのような対処をすればいいのかお伝えする前提として、まず、イノシシの習性や能力をお伝えしたいと思います。ちょっと余談になるのですが、イノシシ、けものへんに者という漢字で日本語では書かれているのですが、中国語になるとこの漢字で違う意味になるのですがご存知の方いらっしゃいますかね。この漢字で中国語だとブタの意味になるのです。昔ドラマで西遊記とあったと思うのですが、猪八戒がでてきたと思うのですが、イノシシではなくブタの格好をしています。中国語ではブタの意味で、イノシシを家畜にしたものがブタになります。だから遺伝的には一緒、イノシシとブタを掛け合わせたものをイノブタ、イノシシとブタは遺伝子的には同じものと思っていただけたらと思います。似たような事例で、鴨、鴨を家畜にしたのが家鴨、家鴨と鴨は遺伝的に同じものになります。話を戻しまして、イノシシはブタの仲間、遺伝的には同じものと思ってください。まず、イノシシを知ろうという事なのですが、ここにイ

ノシシにまつわる巷で溢れる噂を書いております。唐辛子を植えておけば被害にあわない、イノシシは夜行性だ、イノシシがマムシを食べるから、イノシシのいるところにマムシはいない、こう言った噂をよく耳にするのですが、これ全部間違いになっております。このような間違った噂をベースに被害対策をうってしまうと、被害を防ぐことができずに、状況によっては被害を助長してしまうこととなります。イノシシを知る前に、まず、野生鳥獣の習性についてお話します。前のスライドに左側にタヌキ、右下にイノシシが写っております。実は全く同じ場所の同じ日に撮影された映像になります。タヌキの写真が撮られてから2時間後にイノシシがこの場所に現れています。タヌキの左上のところに白く写っているものがあります、建物の明かりが写っているのですが、とある自治会館の明かりが写っております。我々が気付かないだけで野生動物というのは非常に身近にいる存在になります。タヌキもイノシシも鼻先を地面にくっつけて何か食べる物がないかを探しております。大体、哺乳類、鳥類もなのですが寝ている時以外はほとんど食べ物を探しています。春から夏にかけてはイノシシやタヌキにとっては餌の非常に少ない時期になるのでこの時期に餌にありつけない個体は餓死して死んでしまいます。次にイノシシの習性についてお話させていただきます。皆様はイノシシが夜行性と認識されている方が多いですが、イノシシは、外敵のストレスも無く、餌も豊富にある環境では昼に行動する生き物になります。ただし、人間が近くに居る場合は、人間はイノシシにとってすごいストレスになります。先程もお見せしたとおり、二万二千頭のイノシシが殺されていますので、人間を見たらとにかく逃げると、なので人間の生活のプレッシャーの無い夜の時間帯に行動をするようになります。だから夜の作物被害が多発するのですが、そこを見て夜行性と思われる方が非常に多いですが、周りの環境に応じて24時間行動が可能な

生き物になります。食性は雑食、肉も食物も食べるのですが、かなり植物性、大体9対1から8対2くらいの割合で植物性の物を口にします。好きな食べ物は、堅果と書いてありますが、これは栗とか団栗のことです。あと、芋、葛の根などを好みます。葛って今は、馬鈴薯でんぷんがあるんですけど、むかしは、葛の20年、30年経った根から葛粉、葛餅の原料を取って掘ったくらいですね葛は栄養価がある植物になります。イノシシはこういった物を好みます。性格は猪突猛進という言葉があるので、イノシシは恐ろしい生き物だと思われる方いらっしゃると思いますが、性格は非常に憶病、先程も言ったように人間の生活リズムに合わせて、人間がいない時間帯に行動しようとするくらい、憶病で、警戒心が強く、おとなしいです。ただし、逃走できない、囲まれてしまったようなところで人間に追い詰められたら、それは攻撃するしか生き残る手段がないので攻撃をするようになります。あと、習性なのですが皆さん聞いたことがあると思うのですが、獣道。なぜ獣道を作るかという、イノシシは病院がある世界で生きている動物ではないので、足を挫いてしまって餌が取れなくなってしまったらそれだけで死に繋がってしまいます。なので、昨日通って安全だった、踏み外すこともなく、他の動物、肉食動物に出会うこともなかった道を何回も何回も通るので獣道が形成されます。獣道の下に沼田打ちと書いてありますが、のた打ち回るの語源になったものなのですが、イノシシやシカなどは泥、水たまりのようなところが泥になっていると体を擦りつけます。乾いたぐらいになったら、その泥を木に擦り付ける、泥パックのようなことをします。体に付いた寄生虫やダニなどを落として、体を衛星的に保つために行う習性です。あとよく、イノシシは掘り返す行動を取ります。耕作放棄地とかぼこぼこ掘られている所があるのですが、この行動の事を英語でルーティングといいます。鼻先で地面を掘って、食べ物を探すことをルーテ

イングといいます。あと、イノシシだけに限ったことではないのですが、犬猫も同じなのですが、見慣れないものは、鼻先で触れて確認しようとする。犬などにも手を出すと匂いを嗅ぎに来ると思うのですが、そういった行動をとります。あと、イノシシの能力ということで筋力、さつきルーティングという話があったと思うのですが、イノシシの鼻には非常に頑丈な骨が入っておりまして、自分の体重より重い石などを転がすことができます。次に脚力、時速40キロメートルで走ることができ、高さ1メートルの垂直跳びが可能なのですが、但し普段は走らないし、跳びません。先程の獣道と同じ話なのですが、山の中で走ったり、跳んだりしていたら直ぐに足を怪我してしまうので何も無い時に走ったり、跳んだりの行動はしません。次に視覚のことなのですが、人間は赤色、青色、緑色を色として認識できてその組み合わせによっていろんな色を認識できるのですが、イノシシが認識できる色は青色だけになります。後は無彩色、灰色と区別が付きません。これは研究者の方が実験して、突き止めました。イノシシは非常に頭がいい生き物なので芸を覚える事ができるんですね。イノシシに赤色と灰色のパネル、灰色と青色のパネルを示して、その下にボタンがあるのですが、そのボタンを押させる、灰色以外のものを押すと餌が出てくる仕組みを作って、青色と灰色の2色で実験しました。先にボタンを押したら餌が出るということを認識させて、青色を押したら餌が出るということを認識させると、灰色と青色だったら青色のボタンを100パーセント押すようになります。灰色と赤色で同じ実験をしたところ50パーセントになりました。50パーセントということなので、ここは区別がつかない状態なのでイノシシは青色以外認識できない、灰色と青色の世界で生きている動物ということがわかります。あと、知能なのですが先に言ってしまったのですが、訓練をすれば芸を覚えることができます。お手とかを覚えさせることがで

きます。嗅覚は犬と同じ以上になります。次に、イノシシにまつわるウソ、ホントという話なのですが、イノシシはマムシを食べるのかということについて、マムシを食べるからマムシがいなくなったとおっしゃられる方非常に多いのですが、研究者が実験したところ糞から鱗や骨の痕跡は全く出てこず、あとは飼っているイノシシに生きたヘビを与えても逃げるようなのでマムシは食べないようです。但し、先程も言ったように石をひっくり返す習性があるので、マムシは石の裏側に産卵をおこなうので、そういった場所がなくなってしまうということでヘビの産卵箇所が無くなるのが原因というのはあると考えられます。あと、イノシシはミミズを食べるために地面を掘っているのだとおっしゃられる方も多いのですが、最初の方に言ったように圧倒的に植物性の物が好きな生き物になります。ミミズを食べないわけではないのですが、地中にある芋や根っ子の餌を探している行動になります。次ですね、イノシシは木酢液や猛獣の尿で追い払えるかということについて、嗅覚が鋭いので普段と違う匂いがするとその匂いに反応して一時的には警戒をします。ですが、学習能力があるので、その匂いが本当に安全なのかどうかということを考えて安全であれば警戒しなくなります。次に、イノシシは青色、赤色の光で追い払えるのかという話なのですが、先程の実験結果から青いパネルは恐れていない、青い光を恐れることはありません。赤はそもそも認識ができないので恐れようがないということになります。匂いと同じで光もいきなり暗い所で照らされたらびっくりするのですが、イノシシがここに来たら光るのだと学習してしまえば効果はなくなります。昼の生き物なので被害対策として光が出るような装置とか使ってしまうとかえって行動がしやすくなる場合があります。次、イノシシはトウガラシ、シソ、ネギを植えている畑には来ないということについて、イノシシはトウガラシ、シソなどの一部の植物は食べないと確認

されているのですが、その畑に他に食べることができる作物があればそちらを食べます。人間も同じように、好きな食べ物と嫌いな食べ物が食卓にあったら好きな物だけ食べて、嫌いな物を残すよという方もいらっしゃると思いますが、それと同じようにトウガラシとかシソを恐れている訳ではなくて、ただ食べないだけなので「忌避」しているのではなくて、「無視」をしているが正しいかと思います。ただ、畑の周りに無視する作物があると、その内側に食べられる作物があると分からない場合があるので、そういった場合は目隠し効果によって食害されにくくなる可能性があります。次に野生イノシシの映像をお見せしたいと思います。箱罠で捕えようとして餌付けをしてこの辺に来るようになったのですが、とあるこの辺りを縄張りになっている動物と出会ったときの反応を見ていただけたらと思います。分かりましたでしょうか。動物とは猫なんですよ。猫にびっくりして逃げ出している、それくらい臆病な動物なのでですね。

次は、野生のイノシシで左から違うイノシシがやってきて出会ったときの行動なのですが、一つはイノシシは臆病ということが分かるのと、夜は目があまり見えてないと、ぶつかる直前まで行かないと気が付けない。何か居るということで逃げるという様子が伺えます。夜はそんなに目が見えてないので、鼻とかそういったのを頼りに行動しております。次ですね、箱罠でイノシシを捕獲しようとした時の様子なのですが、箱罠の外に薄っすら餌をまいている、中にはたっぷり餌をまいているのですが、中々入ろうとしません。中に入れば直ぐに餌にありつけるのですが、外にある少しだけの餌を食べています。その後、もうちょっと食べ足りないということで中の餌を何とか食べたいということで入ろうとするのですが、後ろ足だけは箱罠の外に残して絶対に捕まらないぞということで、イノシシから見ても箱罠って自然界にあるものではないので、不自然な感じ

なのです。なので警戒して、中に体を入れることが嫌で仕方ない、餌は食べたいのだけれども、後ろ足だけは外に出して直ぐに逃げられる体制で食べております。最後は、やってきてから1時間後くらいになるのですが、このイノシシ中の餌を食べずに諦めて帰って行きました。非常に警戒心が強いので、個体にもよるのですが直ぐに入ってしまうやつもいるのですが、大きくなればなるほど警戒心が非常に強いので中々入りません。次ですね、イノシシに匂いに対する反応の映像なのですが、このカメラで撮った映像なのですが、嗅いだことのないカメラの匂いを感じてびっくりして逃げて行きます。これを見た方は匂いで追い払えるのではないかとおっしゃる方がいらっしゃいますけど、この4時間後、同じイノシシが戻ってきます。今度は先程嗅いだ匂いだということに慣れてしまっており、匂いで追い払うことは無理ということがわかります。1回は追い払うことはできるのですが、4時間で効果が無くなってしまいうことは農作物被害対策としてやるには意味が無いことになってしまいますので、効果はあるのですが、農作物被害対策としては効果が無いと言っていて結構です。最近、全国的に人的被害も言われることもありますので、イノシシに出会わないためにはどうしたらいいかお話をさせていただきたいのですが、まず、藪とかイノシシの隠れ場所になるところを無くす、ごみや農作物の残渣を食べられないようなところに処分しましょうということで、特に人的被害を防ぐために直接の餌付けは絶対にしないでください。下に地図があるのですが兵庫県の六甲山の地図になるのですが、全国のイノシシの人的被害のうち過半以上が、兵庫県で起こっている状態になります。なぜかと言うと、六甲山は非常に登山とかに適した山で、野生の生き物とかも沢山住んでいるのですが、休日になると大阪や神戸の方の方がピクニックにきて、イノシシがいると餌をあげるんですね、そしたらどうということになるかと

いうと、次のページの写真のように住宅街にイノシシが定住しています。人間を見たら餌が貰えるということで水路の中に住み着いてしまっている状態です。兵庫県にイノシシ被害が全国最多の理由は、餌のやり過ぎということですね。野生の生き物は基本的には憶病なのですが、イノシシくらい賢いと慣れが生じて人間は怖くなくなってしまうと、人間の近くに寄ってきて餌が貰えるとなってしまうので、直接の餌やりは、絶対に避けてください。もし、イノシシに出会ってしまったとき、距離が遠いとき、付近で気配を感じたときは、イノシシが簡単に山に逃げ帰ることができる場合は、先程の映像でも見ていただいたようにイノシシは目があまり良くないので夜中だと人が近づいても分からないときがあるので、手を叩いたりして人間がいるよと音で教えてあげた方がいいかなと思います。イノシシは、人間に気が付いたら逃げるのですが、逃げた後一旦藪に入ってしまうと安心して動かずに外の様子を伺うときがありますので、必要以上に藪の方に近づいて追い払おうとすると、向かってくる可能性があるのも藪に入ったらそれ以上は近づかないようにお願いします。距離が近い時、犬を連れていたり犬が興奮している場合は、刺激をすると直ぐに突っ込んでくる可能性があるのもイノシシの方を向たままゆっくり後退りで目線の中にイノシシを入れたまま後退ってその場を離れてください。この時に追いかけてたり、石を投げたりしたら、イノシシは逃げられないと思って突っ込んでくる可能性があるのも絶対に刺激することはしないでください。イノシシの被害が今まで習性ということで述べさせていただいたのですが、どうしてこういう被害が発生するのか、これは農林水産省の広報誌でアフというのがあるのですが、その広報誌の中に記載があったので読ませていただきます。以前は、里山と接し、林に囲まれた耕作地に顕著だった野生動物の被害が、近年そのエリアを広げています。かつては里山だけでなく、さらに奥深い

山まで炭焼きや樵、狩猟を生業にする人々が入り出していました。野生動物にとっては人間やその気配は脅威だったに違いありません。さらに近年の中山間地域の過疎化、耕作放棄地の増加などが、野生動物にすみやすい環境を与えています。野生動物にとって昔以上に、本来の生息域と人間の集落との境界線がどんどんなくなっているのではないのでしょうか。これらさまざまな要因が複合的に絡み合い、都市や平野部にまで野生動物が出没するようになったと考えられています。図で見るとこういうことですね。昔の化石燃料がない時代は、薪を拾い、燃やしてお風呂をたいたりしていた時代は、近くの山からどんどん木を切ってきて、葉っぱとか草を燃やしてその灰を肥料として利用しており、人間の住み家の近くは、里山といって深い山と比べて、茂みのない、イノシシの住み場所がないような山だったのですが、今は、ガソリンなどの化石燃料を使うようになると薪をとる必要がなくなったので山に自然が戻ってきてしまいます。こういった自然に戻ったイノシシの住み家になる山と、人間の生息区域が隣り合わせで接するようになってきたので、こういった被害が起こっているということを広報誌には書いてありました。実際どうなのかということのを航空写真で見ていくと、2017年の川東地区の航空写真になるのですが、真ん中の上くらいの緑の部分が八幡神社になります。右上の緑の部分が垣生山になります。昔、1958年、60年程前の写真になるのですが、それを見ていただくと垣生山は、一目瞭然で、半分以上、緑がない状態です。畑として開発しているので見比べていただいたら、イノシシも住み着くところがないということで、イノシシも居なかったのです。次、写真を拡大したものになりますが、左側に見えているのが川東中学校ですね、落神、又野のあたりになるのですが、同じ場所の昔の写真と切り替えてみると緑になっているところが一面畑になっている、段々畑になっているのが分かるかと思います。こういった

感で人口が減り、エネルギー資源、薪などを使っていたのが化石燃料に置き換えることによって人が山に入らなくなった、結果、自然が元に戻ってきてしまう、木が生えて茂みができる、茂みには野生鳥獣が住みつく、野生鳥獣が住みついたエリアと、人間の生活エリア、田畑が直接接してしまうことによって被害が発生するというのが、全国で被害が起こっている理由であります。作物被害対策でどういったことができるかということの説明させていただきます。風邪予防と同じで、1つではなく総合的な対策、風邪を防ぐのであれば温かい服装をしていただいて、マスクをして、風邪をひいたら薬を飲むというのが対策になると思いますが、風邪にかかりにくいようにする、環境を改善する、マスクをして直接の進入を防ぐ、体に入ってきたらその菌を殺してしまう、捕獲するというのが対策として有効です。環境改善ということなのですが、下の写真について説明してもらいたいのですが、左側の野菜のくずを沢山捨ててある写真なのですが、とある商店さんが売れ残った野菜を山に大量に放棄して不法投棄があり、イノシシが出るということで見に行ったのですが、見に行くと昼間からイノシシがその餌を食べている状況がありまして、非常に危険な状況でした。人間が食べる物ではないにしろイノシシにとっては貴重なごちそうになるので、こういった物を放棄しない。ちゃんと処分するということが一つ大事なことです。あと、右側の写真なのですが、水路の一部が割れてしまって田んぼの中が水浸しになってしまっている状態です。イノシシにとって食べるものがあるわけではないのですが、イノシシは沼田打ち、泥パックをしますので、こういった場所は人間でいうところのお風呂として認識されており、毎日お風呂に入りに来ているということで、水路を直してイノシシの好適な環境をなくしていくとご指導させていただいた場所になります。次に防護柵、侵入防止のための柵をはる、正しく囲めば進入を完全に防ぐことが

できます。写真を見ていただいたら、ワイヤーメッシュ柵
といって金属の柵をしているところの写真になるのですが、
外側は掘っているのですが内側は草が生えていてとにかく中へは
進入できない、進入できなければ被害に合うこともありませんので
非常に有効な対策となります。愛媛県と農林水産研究所の資料な
のですが、今はちょっと鉄の値段とかが上がって値段が変わって
いる部分があるかと思いますが、大体メータ単価、ワイヤーメ
ッシュ柵、電気柵、トタン板とかの単価が書いてあります。鉄の
値段が上がっているので、ワイヤーメッシュでメートルあたりの
単価が500円を超えてくるくらいかと思います。これについては、
非常に有効な手段ということなので、農林水産課の方で資材購
入費の一部を補助する制度がございます。少し、ワイヤーメ
ッシュ柵の設置のポイントについて説明させていただきます。高
さは1.2メートル、網目は10センチメートル以下、線の太さは
5ミリメートル以上のものを推奨します。高さは1メートルでも
問題ないのですが、先ほどイノシシの跳躍能力1メートルくらい
と申し上げたと思うのですが、例えば斜面に隣接した土地である
と、飛び越える高さとか変わってくるので、それを考えると1.2
メートルくらい高さがあつた方がいいかと思います。あと、網
目は10センチメートル以下のものを推奨します。ワイヤーメ
ッシュはいろんな種類が売られているのですが、15センチメ
ートルの網目だと大人のイノシシは入れませんが、ウリ坊は通
過してしまいます。ウリ坊だけだと被害事態はそんなに酷く
ならないのですが、ウリ坊が居るといことは、近くに大人の
イノシシがいるので、大人のイノシシ何とかウリ坊について
いかなくてはいけないということで、柵をかじったり、触って
くるので耐久性が変わってきます。あとは線の太さで、耐久
性を考えると5ミリメートル以上のものを推奨しております。
次に支柱の太さなのですが、16ミリメートル以上の鉄筋で30
センチメ

ートル地面に打ち込んでください。イノシシは、柵があつたらまず、どんなものかと触って確認しようとするのですが、それが触った時にぐらぐらする物だと何とかなるのではないかという気持ちになってしまつて、どんどん触り続けます。触ったけど全然動かないとなると無理だということであきらめて帰るようになるので、支柱を取り付ける際は30センチメートル地面に打ち込んでください。同じ理由で頑丈にするために支柱へのメッシュの取り付けは番線などで下から10、40、70センチメートルの位置で取り付けしていただければと思います。あと、せつかく柵で囲つてもイノシシは頭のいい動物なので、外周で1ヶ所でも入れるところがあつたら、ぐるりと回り込んでそこから入ろうとしますので、必ず隙間なく囲つてください。イノシシが侵入するときどっちかというより飛び越えるよりも地際を掘つて入ろうとするので、地際に隙間があると無理やり掘り進んで鼻先をねじ込んで農地に侵入しようとすることがあるので、地際と外周とにかく両方隙間を作らないということ意識していただければと思います。あと、設置の向きを間違えない。ワイヤーメッシュ表面と裏面がありまして、横げたが農地側になるように、縦げたが外側、横げたが内側になるように設置してください。次に、電気柵なのですが、これも非常に有効な対策で、元々牛とかを放牧されている方が牛が道とかに出ないようにしていた柵を利用し、イノシシの進入を防ぐ柵として利用しているのですが、先程の映像にもあつたようにイノシシは見慣れないものがあると取り合えず匂いを嗅ぎに来ます。その時に鼻先に1万ボルトの電流を流しますので、かなりの痛みを感じます。そうすると、逃げて行きます。イノシシは、警戒心が強い生き物なので1回電気を浴びたらその記憶が残つており、今度入るときも、大丈夫なのかな？大丈夫なのかな？という感じでまた鼻で触ろうとします。するとまた、電気を浴びてしまう。そうやって痛みを覚えていくことに

よって農地に近づかなくなるという柵になります。電気柵設置のポイントなのですけれども、設置の高さ、これは非常に重要になりますが、電気柵の説明書に20・40センチメートルと書いてあるのですが、これができていなくて進入されるケースが多いです。20・40センチメートルというのは、イノシシが目の前にあって無視できない高さになるので、絶対に鼻で触ると、そうすると電気が流れるという高さになりますので、この高さは守るようお願いします。あとは、設置する場合は24時間通電させてください。最初に言ったように、イノシシって夜行性と思われていますが、環境によっては昼も行動する生き物になりますので、夜出てくるから夜だけしておけばいいというようにしてしまうと、昼に出てきた時に1回鼻先で触ってみて電気が流れないということを学習してしまうと、柵に触らずに無視して入るようになります。鼻先で触れることで効果が出るのですが、体毛の深い部分に触れてしまうと電気が全く流れないので、イノシシへの効果がなくなります。通電するときには24時間通電させてください。近隣に電気柵があるけれども通電してないものがあるときは、通電させていても、近くにある電気柵と同じだと一緒に認識されると、無視して入ってしまうことがあります。通電させてない電気柵に慣れてしまうと無視して入ってしまうことがあるので、そういう場合は電気柵よりもワイヤーメッシュ柵の方がよろしいかと思います。あと、台風が来たとき、風が吹いたあと、折れた枝が柵に触れてしまうと電圧が低下して効果がなくなる場合があるので、電圧低下に注意していただけたらと思います。また、ワイヤーメッシュと同じように隙間なく囲む、こちらも設置の向きがあつて、必ず線が支柱の外側になるように設置してください。イノシシから見て手前にあるものから触れようとしますから、電気柵の線が農地の内側にあると支柱を鼻で触れて大丈夫だということ認識してしまうことがあるので必ず線が外側

になるような向きで設置をお願いします。先程も申し上げたのですがワイヤーメッシュ柵、電気柵等を設置する場合、資材購入費の税抜き価格の半額を、上限額はありますが、補助する制度があります。事前に申請していただく必要があるのですが、こういった制度をご利用していただけたらと思います。あと、農業共済の方で収入保険や水稻共済に入っている方も共済の方で柵を設置する場合の補助制度ございますのでご加入の方は市役所と共済の方と両方に連絡をいただけたらと思います。参考までに、新居浜市内のイノシシ、サル、シカの捕獲頭数なのですが、平成27年度からだんだん毎年増えている状態なのですが、残念ながら被害は減っている状態ではございません。最後にイノシシ対策にお勧めの書籍ということでご紹介させていただきます。両方とも江口さんというイノシシの研究者が書かれた本になるのですが、対策の仕方とか細かく載っているのご興味がある方は読んでいただければと思います。左側の本は別子図書館の方にありますので見ていただけたらと思います。以上で説明の方を終わります。ご清聴ありがとうございました。

藤田会長

ありがとうございました。何かご質問等はございませんか。どうぞ、小野（春）委員。

小野（春）委員

一つ質問させていただきます。最後のページに過去5年間のイノシシ、サルなどの捕獲頭数が出ておりますけど、これは個人の方の数も入っているかと思いますが、猟友会の方のも入っていると思います。それで、捕獲後の処分は新居浜市はどのような対応を取っているのですか。

農林水産課

赤壁主任

捕獲された方の判断で処分していただくと、駆除、狩猟で捕った肉というのですね、基本的に流通させるにはちゃんとしたしかるべき施設に持って行かないと流通させることができないので基本的には個人消費か焼却処分という形になります。

小野（春）委員

はい、分かりました。今後、こういう捕獲が増えるかどうかは分かりませんが、せっかく私達も農業の意向調査等で質問されるんですよ、特に山際の地区の集落なんかというのは、みかんから始まり色々な物が被害にあっております。自分で狩猟免許等のあれを受けていると思うのですが、踏み込んだらワイヤー絞まる罟とか、そういうのをやったりしてご苦労をされているので、せっかく捕ったら少量のお金になるような仕組みを考えてあげてください。

農林水産課

赤壁主任

はい、分かりました。ありがとうございます。

藤田会長

他にございませぬか。せっかくの機会ですので、有害鳥獣の被害などに関して何でも結構ですから。いずれにせよイノシシの行動とか生態とかを学んでいただいて、また、被害にあわれた方に教えてあげることなどがあつたら活かしていただけたらと思います。今日、学ばしていただいたのですが、新居浜市民の中でいろいろ言われるのは捕獲とかだけで何とかならないのかと、こういった習性、生態を学ぶというのも一つですので、担当課とか出前講座とかいろいろありますので、地域でもいろんなお話が聞きたかつたら担当課、農業委員会の方へ言っていただいたらこういう機会も紹介させていただきます。今、小野（春）委員も言われた捕獲した肉をとといいますけど、血抜き時間と血抜きが出来ないといけないと、銃でも弾が当たった位置によつても肉が違ふのでということで、いずれにしても担当者からお話がありましたように一匹イノシシを捕獲することによつて1万7千円のお金が頂けるのですが、これは処理を含めてのお金ですから、捕まえるだけ捕まえて、後はというようなことではございませぬので、なかなか捕獲される方も厳しいのではないかと思います。今、小野（春）委員がおっしゃつたようにジビエとか何かでも使えるようになれば更にいいようになるのですが、これも時間の問題とか数とかもあつて東予東ブロックの方でもなかなか難し

いことは言われております。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。

本日は、お忙しい中、農林水産課 赤壁主任さんには新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第3回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員